

# 総務委員会 報告資料

令和6年4月15日

報告事項件名	頁
1 足立区基本計画審議会の進捗状況及び今後の予定等について・・・・・・・・	2
2 SDGsモデル事業等の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3 工法や工事金額の妥当性を検証する庁内審査会について・・・・・・・・	11
4 自治体情報システムの標準化・共通化の補助金増額について・・・・・・・・	14
5 足立区子ども家庭支援システム構築業務委託の公募型プロポーザル による事業者の特定結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6 令和5年度区外からの足立区に対するイメージ調査の結果について・・・・	19
7 足立区外へ向けたシティプロモーションの進捗について・・・・・・・・	28
8 足立区情報公開条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・・・	30

( 政策経営部 )

# 総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	<b>足立区基本計画審議会の進捗状況及び今後の予定等について</b>
所管部課名	政策経営部 基本計画担当課
内容	<p>足立区基本計画審議会の進捗状況等について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 足立区基本計画審議会の開催状況</b></p> <p>(1) 会議名及び開催日</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 第3回ひと・行財政分科会（令和6年2月13日開催）</li><li>イ 第3回くらし・まち分科会（令和6年2月14日開催）</li></ul> <p>(2) 討議での主な議題等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 区の課題等</li><li>イ 施策の目指す方向性</li></ul> <p>(3) 討議での主な意見</p> <p>別紙1、2参照</p> <p>※ 審議会における役職や各委員が参加する分科会については、別紙3を参照</p> <p><b>2 足立区基本計画策定のための多様な意見聴取について</b></p> <p>足立区基本計画審議会へ若年者の意見を取り入れるため、新たに20代の公募委員が加わった。これに加え、さらに多様な意見を取り入れるとともに、声が届きにくい子どもの意見を拾い上げ、基本計画に反映するため、下記について実施する。</p> <p>(1) ライブミーティング</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 概要</li><p>区内在住・在勤・在学者を対象として、動画の生配信と会場での意見聴取を同時に実施する（別紙4①参照）。</p></ul> <li>イ 開催日時</li> <p>令和6年5月26日 午後2時～午後4時（予定）</p> <p>(2) 子どもの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 概要</li><p>オンライン申請システムを活用し、区立小中学校の児童・生徒から意見を聴取する（別紙4②参照）。</p></ul> <li>イ 聴取期間</li> <p>令和6年4月19日～令和6年7月31日（予定）</p> <p><b>3 新基本計画策定までのスケジュール（予定）</b></p> <p>足立区基本計画審議会からの答申、パブリックコメントの結果を受け、令和6年度中に新たな基本計画の策定を行う。</p>

予定時期	内 容
～令和6年9月	足立区基本計画審議会での調査審議
令和6年10月	区長への答申
令和6年11月	パブリックコメント
令和7年1月	パブリックコメント結果 総務委員会報告予定
令和7年2月	新基本計画 議会報告予定

#### 4 今後の方針

- (1) 足立区基本計画審議会における審議の進捗については、引き続き、総務委員会において報告を行っていく。
- (2) 審議内容や答申をもとに、区職員による足立区基本計画策定会議において、新基本計画に関して調査、研究を行うとともに、策定作業に取り組んでいく。

## ひと・行財政分科会

## 子ども・若者の意見表明に対する意見

- 子どもたちの考えていることを行政運営に反映していく仕組みが必要。
- 子どもの意見を聴くというスタンスではなく、子どもの「こうしたい」といったことを行政と一緒に考えていくという方向へシフトしていく必要がある。
- 多様な人の意見や考えを区政に反映させるには、審議会等の男女比率だけでなく、若者の比率なども考慮していく必要がある。
- 子どもに対して「支援する」「支えてあげる」という視点が強いが、子どもが大人と同じ目線に立って考えることができるということも重要ではないか。
- 若者の意見を聴くまち

## 人権意識・配慮等に対する意見

- ワークショップ型の講座により一人ひとりが人権への理解を深めていく。
- 子どもへの人権教育以外にも、価値観を変える機会がない大人に対しても人権を考えさせる機会をつくる必要があるではないか。
- 人権に関する取組みに対して、条例による裏付けも必要と感じる。
- どんな区民にも分かりやすい文書を作るように心掛けてほしい。
- 誰もが認め合えるまち

## 子ども・家庭への支援に対する意見

- おむつを配付する見守り支援など、今までとは異なるアプローチが必要。
- 虐待やひきこもりなど、相談しづらい・できない状況があり、また、どこに相談したらよいか分からない方も多い。福祉まるごと相談課のように、一括して相談できる場所があると良い。
- 児童相談所へ相談しづらい・地域に知られたくないということがある。虐待は関わる方のアウトリーチによる気づきが必要。
- ひとり親支援は、父親と母親では支援の状況が異なると感じるので、その点も考慮したアプローチが必要。
- 中学校を卒業して就労する方への支援についても施策として必要ではないか。
- 年齢・収入・パートナーの有無に関わらず安心して産み育てられる。

## 学校・教育に対する意見

- 地域で学校を支えていくためには、コミュニティスクールが重要になる。
- コミュニティスクールの導入が進まないのは、導入メリットが可視化されないことが要因の一つにある。
- 開かれた学校づくり協議会は地縁団体が中心の活動のため、それ以外の人の目も学校に向けてもらい、参画してもらうことが重要ではないか。
- 開かれた学校づくり協議会とコミュニティスクールではやることに重複があり、開かれた学校づくり協議会でも特色ある学校づくりに取り組んでいる。
- 「学力を上げる」と「個性を伸ばす」ということが教育の二本柱であることをアピールすることで、足立区の立ち位置を明確にすることができる。
- 引っ越してでも通わせたい学校があるまち

## その他の意見

- 施設の利用率等を総合的に考慮して、施設の統廃合や民間との連携を考えていく必要がある。
- 場所がないと支援活動ができないことがあり、公共施設に頼らざるを得ないことがあるため、利用率以外の視点も必要ではないか。
- 様々なメディアを使って情報発信をしてアクセスしやすくする。
- 悪いイメージを脱却する施策をやっていて、良いものを伸ばす施策は足りないため、両方を同時に行っていく。
- 足立区は様々な情報発信を行っているが、区民が発信した情報をどう受け止めたかということ把握し、活かしていくことも重要と感じる。
- 区の頑張りをPRしていく。
- 足立区民は自虐的になってしまう部分がある。足立区の治安が悪かったときの世代の方のイメージも変えていく。
- 若者が起業できるベンチャー支援を行う。足立区は支援をしてもらえるとイメージできることで企業が集まる。
- 世代を問わず、みんながスポーツできるまち
- みんなが助け合えるまち
- 選択肢が多いまち
- 新しい住民でも仲間に入れてくれるまち
- ITフレンドリーなまち
- 足立区出身と誇りをもって言えるまち

くらし・まち分科会

健康に対する意見

- 健康寿命の延伸には、スポーツによる健康維持・増進の視点も必要と感じる。
- スポーツという視点がないと、「自ずと健康となる仕組み」にはならないと感じる。
- 子ども・若者に対して、今まで以上に性感染症などの健康教育を行っていく必要がある。
- オーバードーズが増加している現状があるので、健康教育などの対策が必要と感じる。

都市整備・公園に対する意見

- 道路の横にテーブル・椅子があるなど、集いの場があるようなパブリックスペースの存在が住みやすいまちにつながる。パブリックスペースの効果を認識したまちづくりを進めていく必要がある。
- 水辺の空間は手付かずの部分もあるため、整備すれば有効な空間が生まれると感じる。
- 安心・安全な道路環境のため、道路下の空洞の調査について進めていく必要がある。
- 区画整理以外にも、老朽化した家屋を取り壊す事業によっても、防災・防犯を進めることができるのではないか。
- 区内の公園は禁止事項が多く、使いづらい。公園ごとに使い方の特色をつけるなどで、もう少し自由に遊べる空間ができると良い。
- 都市型農業を保全することで、緑のある空間に寄与していくため、行政が守っていく姿勢が重要であると感じる。
- 地域の人たちにとって使いやすいパブリックスペースの公園にするにあたって、条例が足枷になるときがある。

災害対策に対する意見

- 震災の際に避難所に入れる方は限られているため、自らを守るために家庭内備蓄を進めていく必要がある。
- 高齢者の一人暮らしは家庭内備蓄を行う傾向があるが、現役世代の一人暮らしは家庭内備蓄をする割合は低いため、この世代に対するアプローチが必要である。
- 要支援者対策をするには、当事者の声を聞き、時間を掛けて行っていくことが必要。

その他の意見

- 外国籍の方への視点については、各施策の中で意識していく必要がある。
- CO2 排出量が多いということだが、区民として何をしていけば良いか明確になると良い。
- 植樹など、区民と協働して CO2 削減ができる取り組みがあると良い。
- 実態を隠して反社会的団体等に勧誘しているケースがあるため、対策等が必要と感じる。
- デジタルの世界であれば居住場所は関係ない。足立区に住んでいながらビジネスを創ろうとしている人への支援が重要と感じる。足立区の支援で起業に至った人がどれだけいるかを KPI にするなど、しっかり取り組んでほしい。
- 高齢者でもインターネットが当たり前の時代が到来するので、これを見越したインターネットをベースにしたビジョンが必要ではないか。
- 高齢者でもスマートフォンを使っており、インターネットを活用した健診予約、健康管理などもできると良い。
- 誰でも使えるマイナ保険証についても検討していただきたい。
- 詐欺に強い足立区

両分科会で共通して意見があった「やりたいことにつながる」に関する意見

- できなかったこと、気付かなかったことに徐々に気が付いていき、つながっていく。
- 「やりたいこと」の見える化や、「やりたいこと」を発信できることで、多分野で協働していく仕組みづくり
- アナログだけでなく、デジタルでもつながりができるプラットフォーム
- 現役世代の方が上手く地域に入っていき、取り組みとして「あだち皆援隊講座」は良い取り組みだと感じる。
- 人材バンクみたいなものを作ることも良いのではないかと。
- ボランティア、NPO などの活動が分かるような仕組みを作り、区民が可能性を広げていくことができると良い。
- 「あやセンターぐるぐる」のような生きた区民の交流の場ができると良い。
- いろいろなメニューがあると、活動していない人が殻を破っていくことにつながる。
- 地域での活動を見ると、8~9 割が女性と感じる。男性のニーズにあった地域内の企画がないのではないかと。アイデアをもっと出さないと地域で活動する男性は出てこないのではないかと。
- 他都市とのつながりにより新しいものが生まれる。
- 友好都市との交流は形式的なものになりがちのため、もう少し自治体同士が交流していく。
- 区だけでやろうとするのではなく、区民と一緒にできるような活動があると良い。

## 足立区基本計画審議会 分科会別委員名簿

## 1 くらし・まち分科会

※ 分科会長、副分科会長を除き、氏名の五十音順

役職		氏名（敬称略）	選出区分	所属・役職 等
審議会	分科会			
会長	分科会長	宮本 みち子	学識	放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授
	副分科会長	加藤 和明	関係団体	足立区町会・自治会連合会 会長代行
	副分科会長	長谷川 勝美	区職員	副区長
		遠藤 章	関係団体	東京商工会議所足立支部 副会長
		岡安 たかし	区議会	足立区議会議員
		國井 幹雄	関係団体	竹の塚防犯協会 会長
		小柳 真太	公募	
		山下 俊樹	関係団体	足立区医師会 副会長
		渡部 郁子	関係団体	足立区障害者団体連合会 役員
		渡辺 ひであき	区議会	足立区議会議員

## 2 ひと・行財政分科会

※ 分科会長、副分科会長を除き、氏名の五十音順

役職		氏名（敬称略）	選出区分	所属・役職 等
審議会	分科会			
副会長	分科会長	石阪 督規	学識	埼玉大学キャリアセンター長・教授
	副分科会長	市村 智	関係団体	足立区民生・児童委員協議会 会長
	副分科会長	大山 日出夫	区職員	教育長
		秋山 知子	公募	
		笠井 健	関係団体	足立区立中学校 PTA 連合会 会計監査
		片野 和恵	関係団体	足立区女性団体連合会 会長
		ぬかが 和子	区議会	足立区議会議員
		野沢 てつや	区議会	足立区議会議員
		森元 隼人	公募	
		山下 友美	関係団体	足立区立小学校 PTA 連合会 副会長

# 足立区基本計画策定のための多様な意見聴取について

- 足立区基本計画審議会へ若年者の意見を取り入れるため、新たに 20 代の公募委員が加わりました。
- これに加えて、さらに多様な意見を取り入れるとともに、声が届きにくい子どもの意見を拾い上げ、基本計画に反映するための取組みを行います。

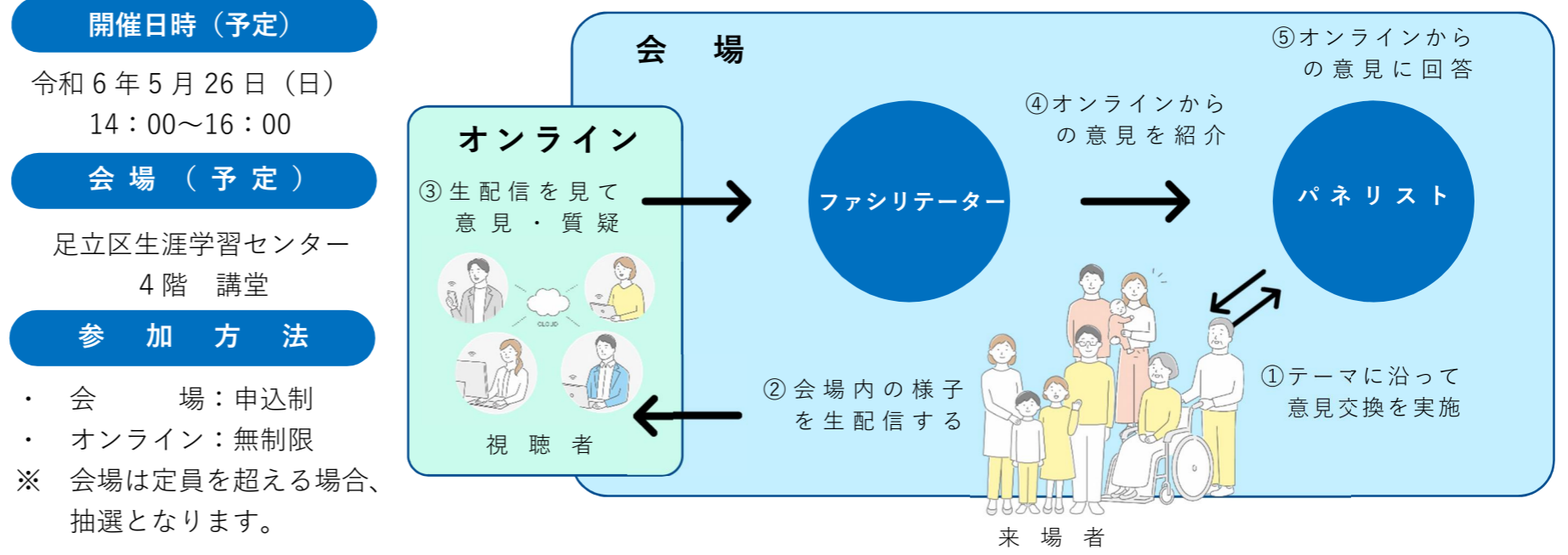
## 審議会への若年者の参加



さらに

## ① ライブミーティングの実施

区内在住・在勤・在学者を対象として、動画の生配信と会場での意見聴取を同時に行います。



## ② 子どもの意見聴取の実施

審議会での議論やライブミーティングにより多様な意見を聴取することができるよう努めていますが、参加者等の構成から子どもの声は届きづらくなっています。このため、オンライン申請システムを活用し、子どもからの意見聴取を実施することで、子どもの意見にも十分配慮した計画策定を行います。

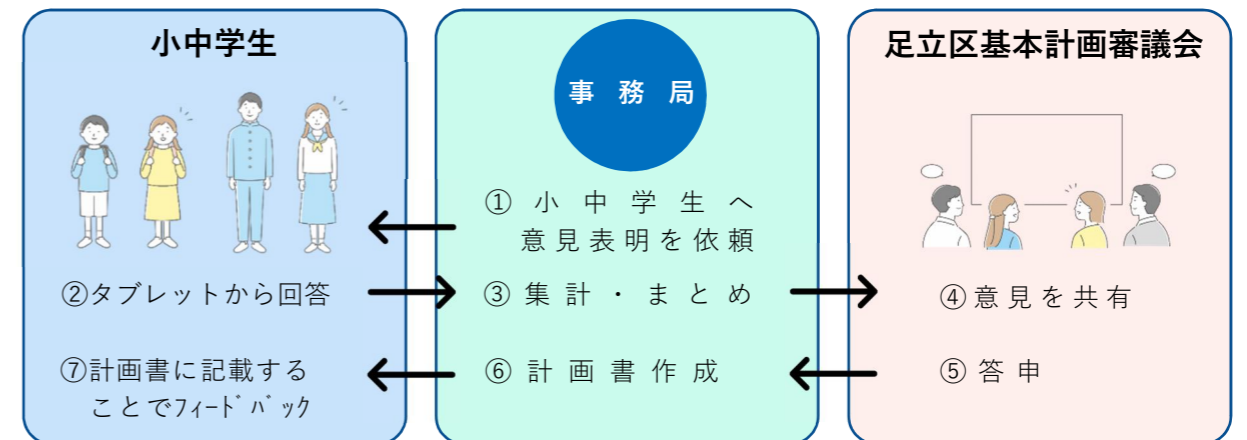
## 質問例

- 将来、どんな足立区になってほしいですか。
- 子どもにやさしいまちは、どんなまちだと思いますか。
- 足立区でどんな夢をかなえたいですか。
- ※ 他自治体等の事例を参考に、子どもが答えやすく、テーマに沿った回答を得られる設問とします。

さらに

## 聴取時期 (予定)

令和 6 年 4 月 19 日～7 月 31 日



# 総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	SDGsモデル事業等の進捗状況について									
所管部課名	政策経営部 SDGs未来都市推進担当課									
内容	<p>区がSDGs未来都市として実施しているモデル事業等の進捗状況を以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 あやセンター ぐるぐる（3月15日時点）</b></p> <p>令和5年10月29日、綾瀬駅西口高架下にオープンした施設。「やってみたいを、やってみる。」をコンセプトに、住民のやってみたいことの実現に向けた伴走支援を行っている。</p> <p>(1) oasis（本屋）の営業時間の変更</p> <p>ア 5月1日（水）から営業時間を下記のとおり変更する。</p> <table border="1" data-bbox="472 869 1329 1025"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>14時～22時</td> <td>14時～20時</td> </tr> <tr> <td>土日祝</td> <td>10時～22時</td> <td>10時～19時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ oasisでのイベント開催時は除く。base/parkは変更しない。</p> <p>イ 変更理由</p> <p>(ア) 平日は20時以降の来場者が0～2人の日が多い。</p> <p>(イ) 休日は15時～18時をピークに来場者が減る傾向。</p> <p>(ウ) 相談業務に伴う事務処理の時間の確保。</p> <p>(2) オープンしてから見えてきたこと</p> <p>ア 地域で何かを始めてみたいが、どうしたらよいかわからない、一人では不安、場所がないなどの理由で、活動に踏み切れなかった方が多い。</p> <p>イ そういった方々のできない原因を取り除くために、コミュニティビルダーが相談に乗りながら「やってみる」までの過程を描いていくと、行動に移せる。</p> <p>ウ まずはやってみる、小さくはじめてみるのが大切であり、一度やってみると自信がつき、継続的な活動に繋がっている。</p> <p>(3) 「やってみたい」ことの相談の流れ</p> <p>ア 原則、公式ホームページからの問い合わせフォームで相談予約し、企画の概要・コンセプトや思い・施設を使う理由等を事前に確認する。</p> <p>イ 施設に来場いただき、コミュニケーションをとりながら企画を詰めていく（相談者一人当たり平均1～2回）。</p> <p>ウ 区とスタッフで企画の実施検討後、利用申込書を提出してもらう。</p> <p>エ 実際にやってみる。</p>		変更前	変更後	平日	14時～22時	14時～20時	土日祝	10時～22時	10時～19時
	変更前	変更後								
平日	14時～22時	14時～20時								
土日祝	10時～22時	10時～19時								



(4) 「やってみたい」相談件数（累計）

107件

(5) 3月の相談一例

- ア キッチンを利用して料理を振る舞いたい。
- イ 餅つきをやりたい。
- ウ 子どもたちにお囃子を見てもらいたい。
- エ 綾瀬の歴史について語り合いたい。

(6) 「やってみたい」ことの実現

相談から実現までに平均1.5か月～2か月程度かかる。

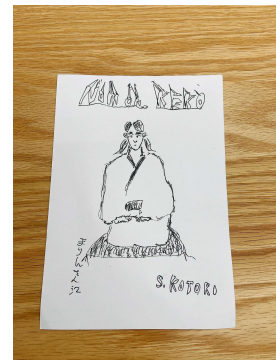
(7) 実現件数（累計）

24件

(8) 3月に実現した企画一例

「お顔だけ稽古／稽古風景」

- ア 主催者は区内在住の40代男性（落語家）
- イ 落語家本人が似顔絵を描くほか、みんなで雑談しながらゆったり過ごすイベント
- ウ 企画への思い  
会話が得意なわけではない落語家の自分が、似顔絵を通して来場者と会話や対話・冗談を交えたお話、交流をやってみたい。
- エ 実現してみた感想  
実現する前は、実際にどれくらいの方がお越しになるかわからず、お越しになった方とどんなお話をして距離を縮められるか不安だったが、私が思っていた以上にお話をしてくださったので助けられた。



(9) 今後の予定

「やってみたいこと」には規模の大小があり、実現までのハードルも様々である。引き続き丁寧に伴走支援を行い、できる限り多くの実現を目指す。

## 2 あやセンター ぐるぐる運営受託事業者評価委員会からの主な意見

3月15日に、本事業の運営を受託している「株式会社はじまり商店街」の評価を行い、以下の意見をいただいた。

- (1) 子どもや若者を対象にした取組・場づくりについて  
子どもを一括りにするのではなく、どの年齢層の子どもを対象にするかを明確にしながら丁寧に事業を進められたい。
- (2) 5年後の自走について  
本事業は良い取組だと思うので、5年後に事業を終了させないためにも、自走に向けた取組を早い段階から準備されたい。
- (3) 今後の予定  
本事業の委託期間終了後は事業者の自走を想定しているが、その際の区の関わり方については今後検討していく。

### **3 第3回 あだちSDGsパートナーMeeting**

パートナー同士がお互いを知り、ともに新たな取組を生み出すためのきっかけづくりの場として、2月28日(水)に交流会を開催した。

(1) 参加団体 (11団体・15名が参加)

大学、食育、病院など幅広いジャンルの企業・団体が参加し、自分たちの強みやスキルを活かした企画を考えた。今後、「あやセンターぐるぐる」での実施に向けて検討していく。

(2) パートナーが考えた企画例

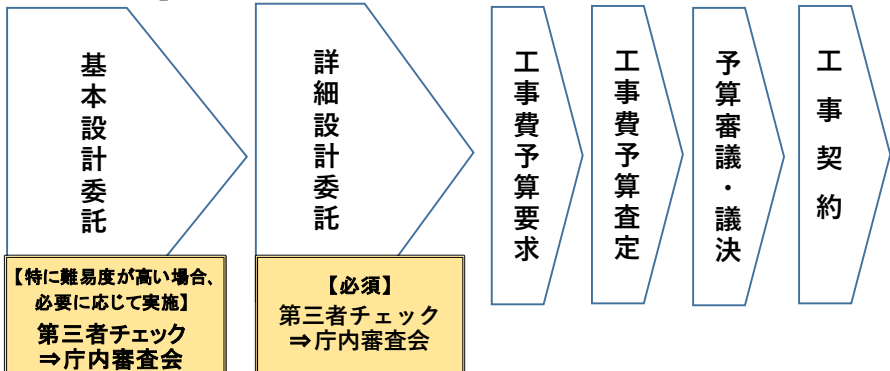
- ア 食(郷土料理や海外の料理など)を通じた交流会
- イ SDGsについて疑問に思うこと等を言い合えるしゃべり場
- ウ フィンランド式シナモンロールを作りながら対話する会

### **4 今後の方針**

綾瀬駅周辺地区まちづくり協議会や綾瀬町会自治会連合会など地元に対して事業の進捗を随時報告するとともに、地域と連携しながら着実にSDGsモデル事業を推進していく。

# 総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	工法や工事金額の妥当性を検証する庁内審査会について				
所管部課名	政策経営部 財政課、施設営繕部 中部地区建設課、 都市建設部 都市建設課				
内容	<p>概算工事費が1億8千万を超える特殊工事等<sup>※1</sup>を対象とし、工法や工事金額の妥当性を検証する庁内審査会について、実施経緯や令和5年度の結果概要、令和6年度以降の予定等を報告する。</p> <p><b>1 庁内審査会設置の経緯・全体像</b></p> <table border="1" data-bbox="435 734 1426 958"> <tr> <td data-bbox="435 734 571 958">課題</td> <td data-bbox="571 734 1426 958">                     令和4年度の補正予算において「花畑川環境整備(6.2億円→11.2億円)」「北綾瀬駅前交通広場整備(10.8億円→17億円)」と、総施工費(当時)が11.3億円増加した。                      ① 施工実績の少ない工事に関する区職員の知識不足                      ② 複数視点で相談やアドバイスができる仕組みの構築など                 </td> </tr> </table> <p>↓ 精度の高い予算要求を行うため、再発防止策が必要</p> <table border="1" data-bbox="435 1032 1426 1424"> <tr> <td data-bbox="435 1032 571 1424">再発防止策</td> <td data-bbox="571 1032 1426 1424">                     ① 外部専門事業者による検証の導入(第三者チェック)                      特殊工事等<sup>※1</sup>に関する工法や工事金額の妥当性について、専門事業者による検証を行う。                      ② 庁内審査体制の構築                      工事費の予算要求までに、関係所管による庁内審査会で上記①の検証内容の確認を行う。                      ③ 職員研修の充実(受講内容及び回数の増)                      技術系職員を対象とし、外部団体実施の設計・積算・施工等に関する研修の充実を図り、技術力向上を図る。                 </td> </tr> </table> <p>※1 概算工事費が1億8千万円を超える工事のうち、複雑な構造や区の施工事例が少ないなどの特殊工事</p> <p><b>【全体の流れ】</b></p>  <pre> graph LR     A[基本設計委託] --&gt; B[詳細設計委託]     B --&gt; C[工事費予算要求]     C --&gt; D[工事費予算査定]     D --&gt; E[予算審議・議決]     E --&gt; F[工事契約]     </pre> <p>【特に難易度が高い場合、必要に応じて実施】 第三者チェック ⇒ 庁内審査会</p> <p>【必須】 第三者チェック ⇒ 庁内審査会</p> <p><b>【庁内審査会のメンバー】</b> 副区長、政策経営部長、総務部長、施設営繕部長、都市建設部長、</p>	課題	令和4年度の補正予算において「花畑川環境整備(6.2億円→11.2億円)」「北綾瀬駅前交通広場整備(10.8億円→17億円)」と、総施工費(当時)が11.3億円増加した。 ① 施工実績の少ない工事に関する区職員の知識不足 ② 複数視点で相談やアドバイスができる仕組みの構築など	再発防止策	① 外部専門事業者による検証の導入(第三者チェック) 特殊工事等 <sup>※1</sup> に関する工法や工事金額の妥当性について、専門事業者による検証を行う。 ② 庁内審査体制の構築 工事費の予算要求までに、関係所管による庁内審査会で上記①の検証内容の確認を行う。 ③ 職員研修の充実(受講内容及び回数の増) 技術系職員を対象とし、外部団体実施の設計・積算・施工等に関する研修の充実を図り、技術力向上を図る。
課題	令和4年度の補正予算において「花畑川環境整備(6.2億円→11.2億円)」「北綾瀬駅前交通広場整備(10.8億円→17億円)」と、総施工費(当時)が11.3億円増加した。 ① 施工実績の少ない工事に関する区職員の知識不足 ② 複数視点で相談やアドバイスができる仕組みの構築など				
再発防止策	① 外部専門事業者による検証の導入(第三者チェック) 特殊工事等 <sup>※1</sup> に関する工法や工事金額の妥当性について、専門事業者による検証を行う。 ② 庁内審査体制の構築 工事費の予算要求までに、関係所管による庁内審査会で上記①の検証内容の確認を行う。 ③ 職員研修の充実(受講内容及び回数の増) 技術系職員を対象とし、外部団体実施の設計・積算・施工等に関する研修の充実を図り、技術力向上を図る。				

道路公園整備室長、建築室長、財政課長、工事主管課長

## 2 令和5年度の審査結果について

「五兵衛橋架替工事」及び「本庁舎北館大規模改修工事」については、既に詳細設計を進めている段階であったが、試行として庁内審査会を実施した。なお、庁内審査会の結果概要は以下の通りである。

件名	経緯	結果概要
五兵衛橋架替工事	<p>① 耐震性確保や工事費等を勘案し、橋梁架設箇所の選定を含めた複数の工事手法の比較検討の必要性が生じた。</p> <p>② 令和5年11月に庁内審査会実施</p>	<p>詳細設計で進めていた架設位置及び工事手法が金額面も含めて妥当と判断した。</p> <p>【主な意見】阪神淡路大震災以前の設計基準で設計された橋梁であり、足立区橋梁更新計画（令和元年策定）においても架け替えを実施する橋梁としているため、区民の安全性を確保するためにも着実に実施してもらいたい。</p>
本庁舎北館大規模改修工事	<p>① 建設物価の高騰や労務の逼迫等による影響が生じた。</p> <p>② 上記①を受け、4年間の一括契約から、4期に渡る分割発注方法に見直した。</p> <p>③ 上記②見直しに伴い優先する施工箇所及び金額の妥当性確認の必要性が生じた。</p> <p>④ 令和6年2月に庁内審査会実施</p>	<p>施工内容・金額ともに妥当と判断した。</p> <p>【主な意見】契約は、建設業界全般の情勢から4年間の一括契約が成立しないリスクがあるため、まずは1期（4階、屋上）のみの分割契約とし、2～4期（地下1階、1～3階、屋上）は社会情勢をみながら実施時期を見直していく方針について妥当であると判断した。</p>

## 3 令和6年度以降の対象案件について

以下の要件に当てはまる工事を対象案件に選定した。当該工事費の予算要求の前段階において、庁内審査会を実施する。

- ① 概ね令和8年度までに実施設計に着手する工事
- ② 概算工事費が1億8千万円を超える工事

③ 複雑な構造や区の施工事例が少ないなどの特殊工事

工事名	実施予定年度		工事所管部 (施設所管部)
	設計	工事	
鋸南自然の家 大規模改修工事	R 6年度	R 7～8年度	施設営繕部 (学校運営部)
梅田八丁目複合施設 新築工事	R 5～7年度	R 7～9年度	施設営繕部 (地域のちから推進部)
千住大橋防災 船着場整備工事	R 6～7年度	R 8～9年度	都市建設部 (都市建設部)
宮城小学校 改築工事	R 5～7年度	R 8～10年度	施設営繕部 (学校運営部)
千寿常東小学校 改築工事	R 5～8年度	R 9～11年度	施設営繕部 (学校運営部)
ギャラクシティ 大規模改修工事	R 6～8年度	R 9～11年度	施設営繕部 (地域のちから推進部)
堀切駅跨線人道橋 架替工事	R 8～9年度	R 10～11年度	都市建設部 (都市建設部)

4 今後の進め方について

庁内審査会の結果は、所管部の委員会において、各工事の進捗状況等の案件に合わせて報告していく。

# 総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	自治体情報システムの標準化・共通化の補助金増額について				
所管部課名	政策経営部 情報システム課				
内容	<p>デジタル改革関連法にて定められた自治体情報システムの標準化・共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金について報告する。</p> <p><b>1 デジタル基盤改革支援補助金の補助対象範囲</b></p> <p>補助金の対象範囲については、令和7年度末までにシステム標準化対応を行うこととされている。</p> <p>対象経費は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) F i t &amp; G A P（差異）分析等の調査準備経費</li> <li>(2) 文字の標準化・データ移行に要する経費</li> <li>(3) 環境構築に要する経費（ガバメントクラウド稼働環境設定など）</li> <li>(4) テスト・研修に要する経費</li> <li>(5) 関連システムとの連携に要する経費</li> <li>(6) 契約期間中における既存システムの整理に要する経費（違約金など）</li> </ul> <p>※ アプリケーション開発（改修経費）は補助金の対象外</p> <p><b>2 デジタル基盤改革支援補助金の上限額</b></p> <p>令和6年3月6日に総務省からデジタル基盤改革支援補助金について補助金上限金額の提示があった。</p> <table border="1" data-bbox="379 1379 1350 1491"> <tr> <th>従来の補助上限額</th> <th>変更後の補助上限額（約6.2倍）</th> </tr> <tr> <td>5.8億円</td> <td>最大で36.2億円</td> </tr> </table> <p>（参考） 国の予算額 従来1,825億円→6,988億円（約3.8倍）</p> <p>※ 今後、対象経費の精査により実際の交付額が減額される可能性あり</p> <p><b>3 問題点・今後の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 異次元の少子化対策の影響により、子ども子育て支援については開発事業者側に開発の遅れが生じており、令和7年度末の対応期限までの稼働が極めて難しい旨、相談を受けた。</li> </ul> <p>本件については、移行困難システムとして国へ報告をあげている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 引き続き経費の精査と共に、支援業務委託を活用し専門家の支援を受けながら、システム標準化対応を進めていく。</li> </ul>	従来の補助上限額	変更後の補助上限額（約6.2倍）	5.8億円	最大で36.2億円
従来の補助上限額	変更後の補助上限額（約6.2倍）				
5.8億円	最大で36.2億円				

# 総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	足立区子ども家庭支援システム構築業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	政策経営部 情報システム課 こども家庭相談室 こども家庭相談課
内容	<p>足立区子ども家庭支援システム構築業務委託プロポーザル選定委員会における審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので、報告する。</p> <p><b>1 業務名</b> 足立区子ども家庭支援システム構築業務委託</p> <p><b>2 業務目的、内容</b> 児童虐待及び養育困難家庭ケースのリスクや相談情報の管理、統計帳票の出力等を行うため、特別区で実績のあるパッケージを導入して新規システムを構築する。</p> <p><b>3 特定した相手方</b>          (1) 事業者名 日本コンピューター株式会社          (代表者 東京営業所 所長 濱之上 一人)          (2) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目4番5号          太陽生命大宮ビル5F          (3) 事業者規模          ア 資本金 20,000,000円          イ 技術者数 102名</p> <p><b>4 申込事業者数</b> 2事業者</p> <p><b>5 提案価格</b> 30,360,000円(税込)</p> <p><b>6 業務期間</b> 契約締結日から令和6年9月30日まで</p> <p><b>7 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント</b>          被特定事業者について、特に以下の点が評価された。          (1) パッケージは、区が求める機能が標準で実装されている。特別区18区で稼働しており、他自治体での導入経験も豊富で、信頼性が高いと判断できる。          (2) 要件定義工程では、職員との意思疎通、相互理解、操作性確認など、</p>

提案が具体的だった。

- (3) データ移行に関して、いくつか方式を示したうえで最適なものを提案しており、非常に安心感がある。

## 8 特定までの経緯

- (1) 公募期間 令和5年10月16日から令和5年10月30日まで

- (2) 選定委員会

### ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	令和5年 10月12日	選定方法や評価項目等の確認	—
—	令和5年 11月8日	〔※〕 提案書提出者の選定 (書類審査)	2事業者
第2回	令和6年 2月20日	事業者の特定(プレゼンテーション、ヒアリング)	2事業者

〔※〕 第1回委員会で承認された選定方法に基づき、委員会の開催は行わず、財務状況調査を含む書類審査により選定した。

### イ 委員構成(計5名)

種別	氏名	役職等
学識経験者 (有識者含む)	桧垣 博章 【委員長】	東京電機大学 未来科学部 ロボット・メカトロニクス学科教授
	中谷 多哉子	放送大学 教養学部 情報コース教授
	位野木 万里	工学院大学 情報学部 コンピュータ科学科教授
区職員	上遠野 葉子	子ども家庭部長
	高橋 皇介	政策経営部 ICT戦略推進担当課長

### ウ 審査項目及び審査結果

添付資料「別紙1 提案書提出者選定結果」及び「別紙2 提案書特定結果」のとおり

## 9 今後の予定

令和6年4月～9月 システム構築

令和6年10月1日 本稼働



別紙1 提案書提出者選定結果

項番	調査項目	配点	A者	日本コンピューター株式会社
1	経営状況	28	25	28
2	業務遂行技術力	17	11	6
3	契約不適合責任力	6	6	6
4	業務精通度	38	38	28
5	情報セキュリティ	11	11	11
<b>合計</b>		<b>100</b>	<b>91</b>	<b>79</b>

項番	調査項目	配点	A者	日本コンピューター株式会社
1	区内業者（割合加点）	10%	0%	0%
<b>総計</b>		<b>110</b>	<b>91</b>	<b>79</b>
<b>結果（※）</b>			<b>選定</b>	<b>選定</b>

※提案募集要件に基づき、参加表明者が3者以内であり、いずれも点数が6割以上であったため、2者ともに提案書提出者として選定した。

別紙2 提案書特定結果

項番	調査項目	配点	A者	日本コンピューター株式会社
1	提案依頼の理解度	30	18.9	25.0
2	プロジェクト実施能力	15	9.8	11.8
3	提案内容の的確性	25	20.1	22.0
4	コスト	25	22.1	24.3
5	プレゼンテーション評価	5	2.9	4.1
<b>合計</b>		<b>100</b>	<b>73.8</b>	<b>87.2</b>

項番	調査項目	配点	A者	日本コンピューター株式会社
1	区内業者（割合加点）	5%	0%	0%
<b>総計（※）</b>		<b>105</b>	<b>74</b>	<b>87</b>
<b>結果</b>				<b>特定</b>

※総計は、小数点以下を四捨五入し整数とする。

# 総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	令和5年度区外からの足立区に対するイメージ調査の結果について
所管部課名	政策経営部 シティプロモーション課
内容	<p>令和3年度から継続実施している「区外からの足立区に対するイメージ調査」の結果を報告する。詳細は別添「足立区に対するイメージ調査報告書」を参照</p> <p><b>1 調査概要</b></p> <p>(1) 目的 区外に向けた効果的なプロモーション戦略を展開するため、区外居住者が持つ足立区に対するイメージについて調査した。</p> <p>(2) 調査時期：令和5年12月8日（金）～12日（火）</p> <p>(3) 回答者数及び調査方法 ア 18歳から69歳の男女3,000人から回答 イ WEBモニター調査（調査委託事業者の登録モニター対象）</p> <p>(4) 調査地域 ア 東京都23区東部、中央部、西部 イ 埼玉県（春日部市、越谷市、草加市、三郷市、八潮市） ウ 千葉県・茨城県（我孫子市、柏市、つくば市、取手市、流山市、松戸市）</p> <p><b>2 主な調査結果</b></p> <p>(1) 足立区の印象 足立区の印象を《良い》《悪い》で大別した場合の上位3項目及び前年度との比較は次のとおりである。 <u>過去2回の調査と傾向は変わらず、自然環境や生活の便利さといった機能的印象は全体的に《良い》が高く、イメージや評判といった情緒的印象は全体的に《悪い》が高い。</u></p> <p>《良い》 第1位 買い物が便利 41.6%（第2位 42.0%）－0.4ポイント 第2位 緑・公園・水辺などの自然環境 41.4%（第1位 42.3%）－0.9ポイント 第3位 交通の便利さ 39.1%（第3位 39.7%）－0.6ポイント</p>

《悪い》

第1位 治安の良さ

59.8% (第1位 58.5%) + 1.3ポイント

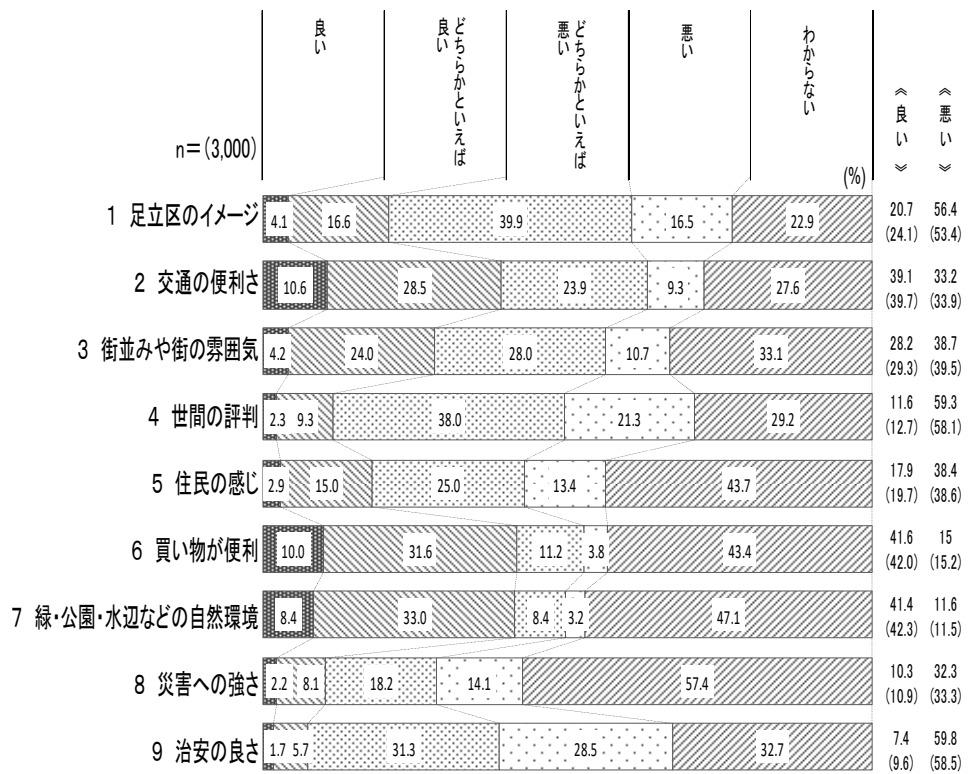
第2位 世間の評判

59.3% (第2位 58.1%) + 1.2ポイント

第3位 足立区のイメージ

56.4% (第3位 53.4%) + 3.0ポイント

【足立区の印象】



※ ( )内は令和4年度調査結果

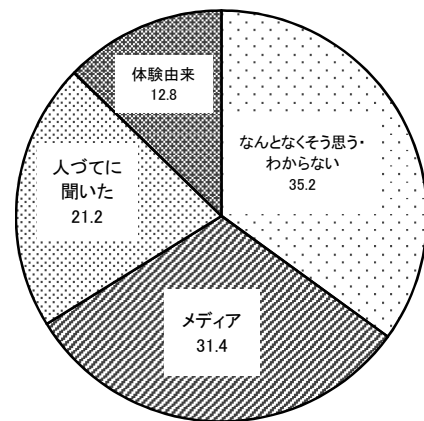
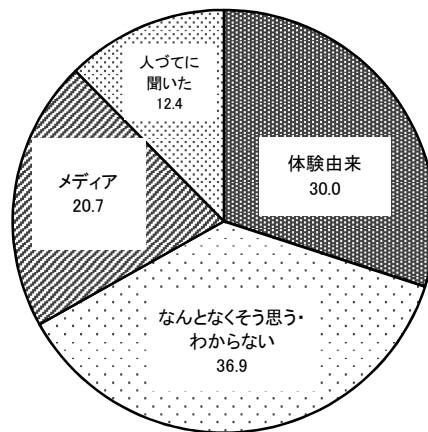
(2) 足立区の印象を持った理由

全ての項目で「なんとなくそう思う」「わからない」といった理由が最も多い。また、「足立区のイメージ」と《良い》と《悪い》のギャップが特に大きい「治安の良さ」に注目すると、体験によって《良い》印象を得る一方で、メディア情報はその内容により《良い》《悪い》の判断に影響を与えている。

【足立区のイメージを持った理由】

《良い》

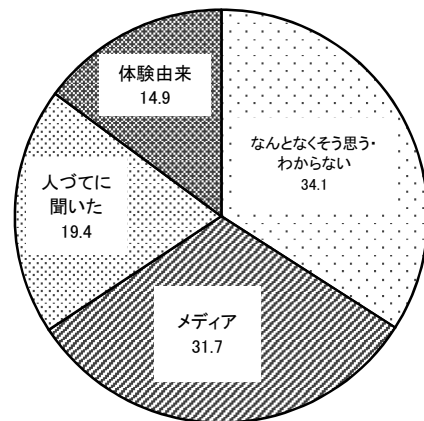
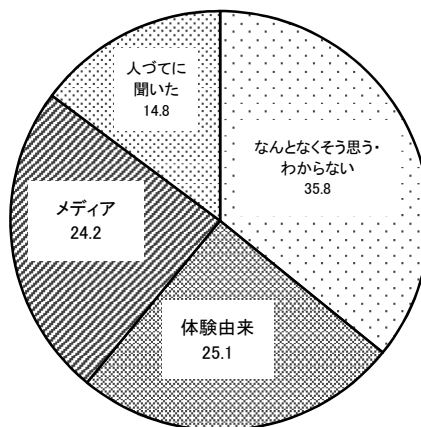
《悪い》



【治安の良さ】

《良い》

《悪い》



※ “体験由来”は「実際に見た、経験した」、「メディア」は「テレビや新聞・雑誌で見た」「SNSやWEBの情報」の計、「人づてに聞いた」は「足立区に住んでいる人に聞いた」「足立区に住んでいない人に聞いた」の計

(3) 「足立区のイメージ」と各項目の相関関係

「足立区の印象」の項目間の相関関係では、「足立区のイメージ」に影響を与える要素として、「街並みや街の雰囲気」が最も強い相関関係にあり、次いで「世間の評判」「住民の感じ」でやや強めの相関関係がみられた。千住や綾瀬・北綾瀬など区内7地域で進むエリアデザインも今後、区のイメージアップに大きく寄与することが期待される。

【項目間の相関係数】

	足立区のイメージ	交通の便利さ	街並みや街の雰囲気	世間の評判	住民の感じ	買い物が便利	緑・公園・水辺などの自然環境	災害への強さ	治安の良さ
足立区のイメージ	1.000								
交通の便利さ	0.504	1.000							
街並みや街の雰囲気	0.617	0.603	1.000						
世間の評判	0.560	0.431	0.561	1.000					
住民の感じ	0.524	0.437	0.580	0.596	1.000				
買い物が便利	0.465	0.631	0.598	0.451	0.514	1.000			
緑・公園・水辺などの自然環境	0.436	0.453	0.550	0.411	0.521	0.595	1.000		
災害への強さ	0.385	0.363	0.449	0.439	0.498	0.429	0.481	1.000	
治安の良さ	0.504	0.390	0.468	0.594	0.516	0.416	0.405	0.507	1.000

※ 網掛けは相関係数0.6以上（強めの相関）を示している。

(4) 「足立区のイメージ」分析

様々な印象を包容した、大きな概念である「足立区のイメージ」について詳細の分析を行った。

ア 印象を持った具体的な理由【新規設問】

「足立区のイメージ」の印象とその理由を深掘するため、今回の調査から「そう思った理由」を自由記述形式で聴取した。

【「足立区のイメージ」を持った具体的な理由・分類別割合】

	調査数(n)	上段:人 下段:%										
		もともと持っているイメージ	わからないイメージがない	各種情報源	治安関連	住民関連	インフラ関連	生活環境関連	街並み関連	区政関連	その他	特になし
全体	3000	354	582	615	515	427	103	165	224	64	46	469
	100.0	11.8	19.4	20.5	17.2	14.2	3.4	5.5	7.5	2.1	1.5	15.6
良い	621	124	23	90	16	31	46	138	104	48	13	122
	100.0	20.0	3.7	14.5	2.6	5.0	7.4	22.2	16.7	7.7	2.1	19.6
悪い	1692	192	76	505	488	386	45	18	98	15	24	241
	100.0	11.3	4.5	29.8	28.8	22.8	2.7	1.1	5.8	0.9	1.4	14.2
わからない	687	38	483	20	11	10	12	9	22	1	9	106
	100.0	5.5	70.3	2.9	1.6	1.5	1.7	1.3	3.2	0.1	1.3	15.4

※ 自由記述を上記11の項目に分類し、割合を算出した。

(ア) 《良い》と回答した理由

「買い物が便利」「住みやすそう」「公園が多く緑が多い」といった[生活環境関連]の記述が22.2%と最も多く、次いで「近くに住んでいて実際に行ってみたから」「歩いてみてそう思った」といった[もともと持っているイメージ]に関する記述が20.0%と多くなっている。

**【自由記述 《良い》（一部抜粋）】**

- ① 以前は、やんちゃなイメージがあったが、最近は学校の誘致もありまちが明るくなった気がする。住民もどんどん若返って、良くなってきていると思う（東京23区中央部／男性／50-59歳）
- ② 買い物や電車が便利だし、子育てにも向いているから（埼玉県／女性／40～49歳）
- ③ 北千住駅を中心として、街が発達していて様々な店がある一方で、自然が保全されている公園があるから（埼玉県／男性／18～29歳）
- ④ ニュースで区民への施策（給付金等）が良いという事を見たから（東京23区中央部／男性／30～39歳）
- ⑤ 23区ですが都会すぎず、すみやすそうです。そして、通勤、買い物、便利です（東京23区東部／女性／30～39歳）

(イ) 《悪い》と回答した理由

人づてやテレビ番組など[各種情報源]に関する記述が29.8%、次いで[治安関係]の記述が28.8%と高くなっている。

**【自由記述 《悪い》（一部抜粋）】**

- ① 行ったことがないので、世間的なイメージ（東京23区東部／女性／40～49歳）
- ② 足立区は治安が悪いという情報をネットで見かけるから（東京23区東部／男性／18～29歳）
- ③ 古いイメージがある（東京23区／女性／40～49歳）
- ④ なんとなくガラが悪いイメージ（東京23区中央部／女性／18～29歳）
- ⑤ 便利だけど治安が心配なのと、災害時の川の氾濫等のリスクがあると聞いたから（東京23区西部／女性／30～39歳）

(ウ) 《わからない》と回答した理由

「イメージがない・わからない」が70.3%を占めており、知らない・行ったことがない等、足立区を身近に感じていない層が一定数いることが分かった。

【自由記述 《わからない》（一部抜粋）】

- ① 自分の住んでいる区から行きづらく、行ったことがないためイメージも持てない（東京 23 区西部/女性/40-49 歳）
- ② 足立区がどこにあたるのかわからない（千葉県・茨城県/女性/18-29 歳）
- ③ イメージが特になから（東京 23 区東部/男性/18-29 歳）
- ④ 足立区のことを気にかけてことがないので、全くわかりません（千葉県・茨城県東/女性/30~39 歳）
- ⑤ 訪れた事もなければ、友人知人がいるわけでもなく、イメージできる判断材料が極めて少ないため（東京23区西部/男性/18~29歳）

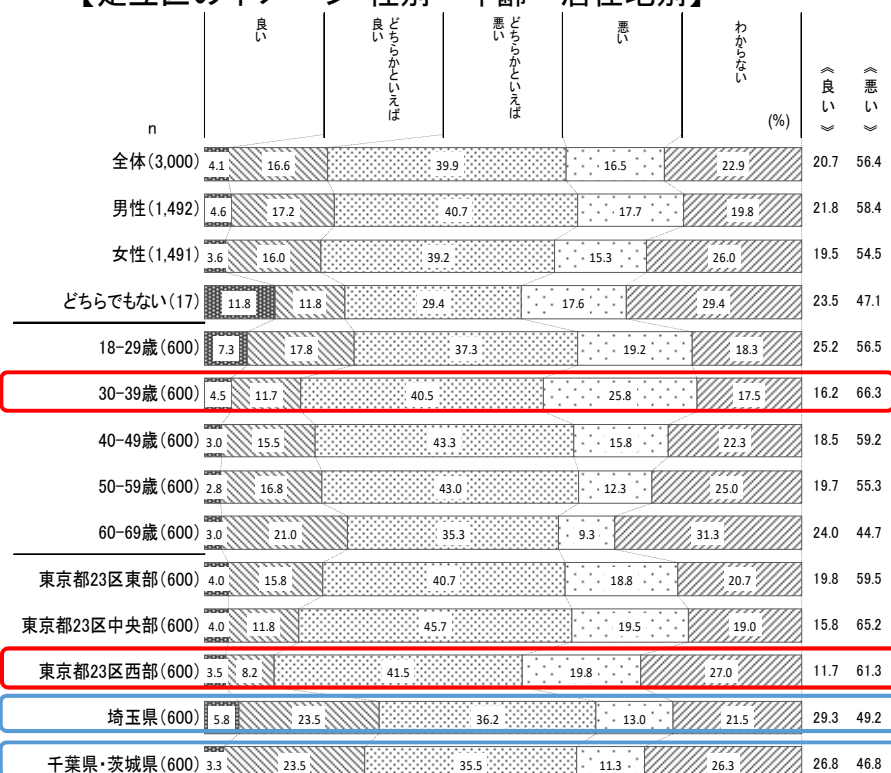
イ 居住地・年齢ごとの分析

年齢別では60～69歳を除いたすべての年代で《悪い》が5割を超えており、30～39歳は66.3%と特に高くなっている。

居住地別では《良い》は埼玉県が29.3%、次いで千葉県・茨城県が26.8%となっている。一方、東京都23区をみると、いずれも前年度を下回っており、特に西部は11.7%と低くなっている。また、《悪い》は東京都23区中央部で65.2%と最も高くなっている。

この傾向は令和4年度調査と同様であり、東京都と近隣県では足立区のイメージが異なることが分かる。

【足立区のイメージ 性別・年齢・居住地別】





(5) 足立区のイメージ向上に寄与するアプローチ

令和3年度からスタートしたこれまでの調査により、足立区のイメージ向上を図るには、「足立区を訪れ良い経験をする」「メディアで好意的に取り上げられる」ことにより、「なんとなく」持たれているマイナスイメージを払拭することがポイントになることが裏付けられた。

そこで今回の調査でも、過去1年間の「来訪経験」「足立区の良い情報の見聞き」の有無をたずね分析を行った。

ア 過去1年の訪問経験別分析

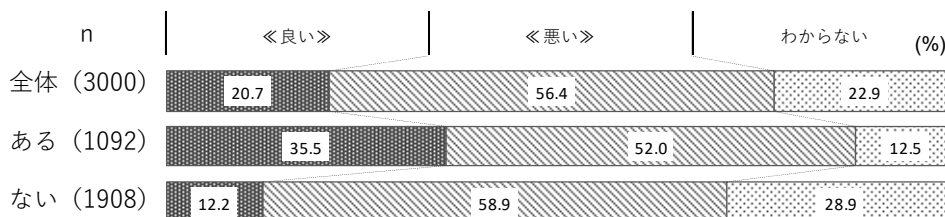
(ア) 足立区を訪れた経験

過去1年の間に足立区を訪れた経験（通勤・通学の乗り換え等、“通過”は除く）は、「ある」が36.4%、「ない」が63.6%で令和4年度と同数となっている。

【足立区を訪れた経験】

	令和4年度	令和5年度
ある	36.4%	36.4%
ない	63.6%	63.6%

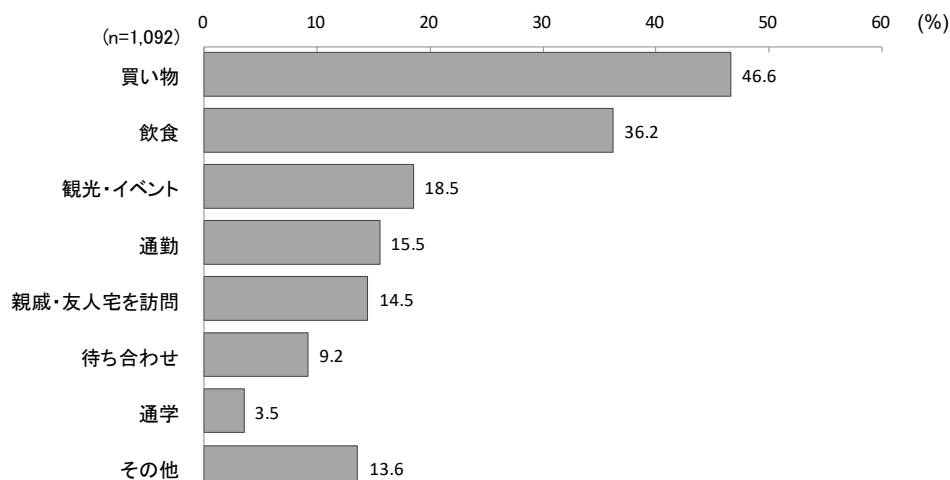
(イ) 過去1年の訪問経験別「足立区のイメージ」



(ウ) 足立区を訪れた理由（過去1年間）

過去1年の間に足立区を訪れた経験が「ある」と回答した人に、その理由をたずねたところ、「買い物」が46.6%で最も高く、次いで「飲食」が36.2%となっている。

【足立区を訪れた理由（複数回答可）】



イ 過去1年間の足立区の良い情報の見聞き別分析

(ア) 過去1年間良い情報の見聞き

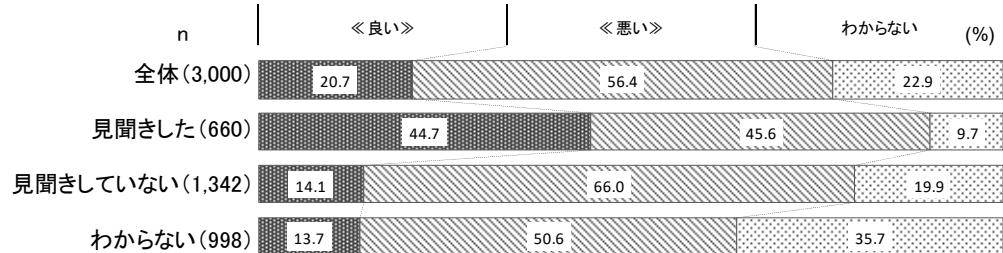
「見聞きした」が22.0%、「見聞きしていない」が44.7%、「わからない」が33.3%となっている。

令和4年度と比較すると、「見聞きした」は3.3ポイント減少する一方、「見聞きしていない」は、3.4ポイント増加した。

【過去1年間に見聞きしたことのある層】

	令和4年度	令和5年度	前年度比較
見聞きした	25.3%	22.0%	-3.3
見聞きしていない	41.3%	44.7%	+3.4
わからない	33.4%	33.3%	-0.1

(イ) 良い情報の見聞き別「足立区のイメージ」



(ウ) 足立区の良い情報で見聞きしたもの

「良い情報を見聞きした」と回答した人にどのような情報を見聞きしたかを複数回答でたずねた。「グルメ情報」が最も高く75.9%と令和4年度調査と比べて9.7ポイント増加しており、関心の高さが伺える。

【足立区の良い情報で見聞きしたもの（複数回答）】

	令和4年度	令和5年度	前年度比較
グルメ情報	66.2%	75.9%	+9.7
街の情報	44.7%	39.7%	-5.0
観光情報	28.8%	30.0%	-1.2
暮らしの情報	30.9%	26.2%	-4.7
人の情報	16.8%	14.1%	-2.7
その他	2.8%	2.1%	-0.7

### 3 今後の方針

- (1) 調査で見えてきた区外在住者の「関心事」と「情報を受け取る手段」を考慮し、各種メディアやSNS、交通広告など複数のツールを活用し、足立区に関心を持っていない層にも届くプロモーションを展開する。
- (2) 定期的に調査を実施し、区外に向けたシティプロモーションの効果測定を行い、次の展開に活かすサイクルを繰り返すことで区外からの評価を高め、足立区を「区外から選ばれ」「区民がさらに誇れる」まちへと進化させていく。

# 総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	足立区外へ向けたシティプロモーションの進捗について
所管部課名	政策経営部 シティプロモーション課
内容	<p>根強く残る足立区のマイナスイメージを払拭し、「区外から選ばれ」「区民がさらに誇れるまち」を目指し展開する足立区外へ向けたシティプロモーションの進捗について報告する。</p> <p><b>1 情報を届ける層（メインターゲット）と発信手段</b></p> <p>令和4年度に策定した「足立区外へ向けたシティプロモーション広報・メディア戦略」で設定した層に向け、足立区の「先進性」や「プラスの魅力」に関して、区外在住者とのイメージギャップを利用したインパクトのあるキャッチコピーとメッセージを発信する。</p> <div data-bbox="399 963 1356 1724" data-label="Diagram"> </div> <p><b>2 届ける情報と発信手段</b></p> <p>(1) 届ける情報</p> <p>属性に合わせ、キャッチコピーとともに発信力のある区内在住者の「リアルな声（メッセージ）」を届ける。</p> <p>例) 安心・充実の子育て、やりたいが叶う（創業支援など）、エリア情報（千住エリア）</p>

(2) 発信方法

ア 広告ポスター制作・展開

(ア) JR北千住駅構内

(イ) 車内広告（東武スカイツリーライン、日比谷線、半蔵門線、有楽町線、副都心線などを予定）

イ 区ホームページ内の特設ページ開設

先進性・プラス情報をまとめたプラットフォーム

ウ SNS（X、Instagramなど）

インフルエンサーによる発信

**3 今後の予定**

(1) PR発表会

5月下旬にメディア向けにPR発表会を開催する。発表会を皮切りに交通広告、インフルエンサーによる発信を開始し、各種メディア掲載やSNSでの話題づくりを行う。

(2) 交通広告の掲載

春期（6月）と秋期（11月）の2回展開する。

**4 今後の方針**

(1) 区民や企業・団体各種組織等、足立区に関わるより多くの方々にもご協力いただき、足立区のイメージアップに寄与する情報に反応または自主的に発信していただくことで、区外プロモーションのムーブメントを醸成する。

(2) 今回のプロモーション活動で生まれる区外からの興味や関心を止めないために、各手法の効果を測りながら令和7年度以降の展開を検討していく。

# 総務委員会報告資料

令和6年4月15日

件名	足立区情報公開条例施行規則の一部改正について
所管部課名	政策経営部 区政情報課
内容	<p>足立区情報公開条例施行規則を一部改正するため、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 主な改正理由</b>          開示請求をした後、正当な理由なく開示資料を閲覧せず、開示費用の滞納を繰り返すなどの開示請求本来の目的から逸脱した行為を繰り返す開示請求者の開示請求を却下するため。</p> <p><b>2 主な改正内容（詳細は別紙「新旧対照表」のとおり）</b>          (1) 「開示請求の目的が開示の実施以外であることが明らかに認められるとき」などの場合に開示請求を却下できる旨の規定を追加          (2) 開示請求を却下した場合には、足立区情報公開・個人情報保護審議会に報告する旨の規定を追加</p> <p><b>3 改正の審議経過</b>          本件の改正は情報公開制度の運営に関する重要事項に該当するため、以下のとおり足立区情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。  <b>【審議経過】</b>          ア 令和5年12月：諮問（専門的な事項を調査検討するために小委員会を設置）          イ 令和6年 1月・2月：小委員会で調査検討          ウ 令和6年 3月：承認</p> <p><b>4 施行予定日</b>          令和6年5月1日</p>

改正前	改正後
<p>○足立区情報公開条例施行規則 平成12年11月30日規則第106号</p> <p>足立区情報公開条例施行規則を公布する。 足立区情報公開条例施行規則 足立区公文書公開条例施行規則（昭和61年足立区規則第16号）の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この規則は、区長が保有する区政情報について、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 （区政情報開示請求書の提出） 第2条 条例第7条第1項の規定に基づき、区政情報の開示を請求しようとするものは、区政情報開示請求書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。</p>	<p>○足立区情報公開条例施行規則 平成12年11月30日規則第106号</p> <p>足立区情報公開条例施行規則を公布する。 足立区情報公開条例施行規則 足立区公文書公開条例施行規則（昭和61年足立区規則第16号）の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この規則は、区長が保有する区政情報について、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 （区政情報開示請求書の提出） 第2条 条例第7条第1項の規定に基づく区政情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者（以下「請求者」という。）は、区政情報開示請求書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、請求者は、障がい、疾病その他の事情により、前項の区政情報開示請求書を提出することができない場合には、区長に対し、条例第7条第1項各号に掲げる事項を口頭により申し出ることができる。この場合において、区長は、その申出の内容を区政情報開示請求書に録取し、これを請求者に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。 （開示請求の却下） 第2条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求を却下することができる。 （1）当該開示請求の目的が開示の実施以外であることが明らかに認められるとき。</p>

改正前	改正後
<p>(区政情報開示の決定の通知)</p> <p>第3条 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部開示及び一部開示の決定については、区政情報開示決定通知書(第2号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部不開示、不存在及び存否応答拒否の決定については、区政情報の開示をしない旨の決定通知書(第3号様式)により行うものとする。</p> <p>3 条例第11条第3項の規定により決定期間の延長をする場合は、区政情報開示等決定期間延長通知書(第4号様式)に延長の理由を具体的に記載し、速やかに請求者に通知するものとする。</p> <p>4 条例第11条第6項の規定による通知は、区政情報開示等決定期間特例延長通知書(第5号様式)により行うものとする。</p> <p>(区政情報の閲覧等)</p>	<p>(2) 請求者が当該開示請求より前に開示請求を行い、正当な理由なく条例第13条第2項が定める期間内に開示を受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用の納付をしないことを繰り返したとき。</p> <p>(3) 請求者に開示の実施を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。</p> <p>(4) 請求者が当該開示請求の手續又は当該開示請求より前に行われた開示請求の手續若しくは開示の実施において、不適正な行為を繰り返したとき。</p> <p>(5) 請求者が同一文書の開示請求を正当な理由なく繰り返したとき。</p> <p>2 前項の規定による開示請求の却下は、条例第11条第1項に規定する全部不開示の決定により行う。</p> <p>(開示請求の却下の報告)</p> <p>第2条の3 前条第1項の規定による開示請求の却下を行った場合には、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例(平成9年足立区条例第31号)第1条に規定する足立区情報公開・個人情報保護審議会に報告するものとする。</p> <p>(区政情報開示の決定の通知)</p> <p>第3条 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部開示及び一部開示の決定については、区政情報開示決定通知書(第2号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部不開示、不存在及び存否応答拒否の決定については、区政情報の開示をしない旨の決定通知書(第3号様式)により行うものとする。</p> <p>3 条例第11条第3項の規定により決定期間の延長をする場合は、区政情報開示等決定期間延長通知書(第4号様式)に延長の理由を具体的に記載し、速やかに請求者に通知するものとする。</p> <p>4 条例第11条第6項の規定による通知は、区政情報開示等決定期間特例延長通知書(第5号様式)により行うものとする。</p> <p>(区政情報の閲覧等)</p>



改正前	改正後
<p>第4条 区長は、条例第11条第1項の規定に基づき区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければならない。</p> <p>2 区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。</p> <p>3 区長は、前項の規定に違反する者に対し、区政情報の閲覧等の中止を命ずることができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第5条 条例第12条第1項に規定する区長が定める事項は、当該区政情報の作成年月日、区以外のものに関する情報の内容その他必要な事項とする。</p> <p>2 区長は、条例第12条第1項の規定により区以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、区政情報開示請求に係る意見照会書(第6号様式)により行い、意見書の提出は、区政情報開示等決定に関する意見書(第7号様式)により行うものとする。</p> <p>3 区長は、条例第12条第2項の規定により開示に反対の意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の開示決定をしたときは、直ちに反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書(第8号様式)により反対の意見書を提出した第三者に通知するものとする。</p> <p>(区政情報の写しの交付部数)</p> <p>第6条 条例第13条第1項の規定による写しの交付により区政情報の開示を行う場合は、交付部数は1件の請求につき1部とする。</p> <p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第7条 条例第13条の規定による電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。)の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したもの</p>	<p>第4条 区長は、条例第11条第1項の規定に基づき区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければならない。</p> <p>2 区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。</p> <p>3 区長は、前項の規定に違反する者に対し、区政情報の閲覧等の中止を命ずることができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第5条 条例第12条第1項に規定する区長が定める事項は、当該区政情報の作成年月日、区以外のものに関する情報の内容その他必要な事項とする。</p> <p>2 区長は、条例第12条第1項の規定により区以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、区政情報開示請求に係る意見照会書(第6号様式)により行い、意見書の提出は、区政情報開示等決定に関する意見書(第7号様式)により行うものとする。</p> <p>3 区長は、条例第12条第2項の規定により開示に反対の意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の開示決定をしたときは、直ちに反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書(第8号様式)により反対の意見書を提出した第三者に通知するものとする。</p> <p>(区政情報の写しの交付部数)</p> <p>第6条 条例第13条第1項の規定による写しの交付により区政情報の開示を行う場合は、交付部数は1件の請求につき1部とする。</p> <p>(電磁的記録の開示方法)</p> <p>第7条 条例第13条の規定による電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。)の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したもの</p>

改正前	改正後
<p>の交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により開示を行うことができる。</p> <p>3 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。</p> <p>(区政情報の開示の実施に要する費用の負担)</p> <p>第8条 条例第14条第1項ただし書又は第2項の規定による区政情報の開示の実施に要する費用の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 請求者は、区政情報の開示の実施に要する費用を前納しなければならない。</p> <p>(公表情報)</p> <p>第9条 条例第19条第1項の規定に基づき公表する情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 区政全般に係る基本計画及び実施計画</p> <p>(2) 区長の附属機関又はこれに類するもので区長が定めるもの(以下「附属機関等」という。)の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料</p> <p>(3) 区長が定める区の主要事業の進行状況</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める事項</p> <p>(追加)</p>	<p>の交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により開示を行うことができる。</p> <p>3 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。</p> <p>(区政情報の開示の実施に要する費用の負担)</p> <p>第8条 条例第14条第1項ただし書又は第2項の規定による区政情報の開示の実施に要する費用の額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 請求者は、区政情報の開示の実施に要する費用を前納しなければならない。</p> <p>(公表情報)</p> <p>第9条 条例第19条第1項の規定に基づき公表する情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 区政全般に係る基本計画及び実施計画</p> <p>(2) 区長の附属機関又はこれに類するもので区長が定めるもの(以下「附属機関等」という。)の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料</p> <p>(3) 区長が定める区の主要事業の進行状況</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める事項</p> <p><u>(区政情報検索資料の作成)</u></p> <p>第10条 区政情報を保有する課の課長(副参事を含む。)は、情報公開が円滑かつ適正に実施されるよう検索資料の作成に努めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により作成された検索資料は、政策経営部区政情報課において区政情報検索の用に供するものとする。</p> <p><u>(実施状況の公表)</u></p> <p>第11条 情報公開制度の実施状況の公表は、1年度に1回、区の広報紙への掲載により行うものとする。</p> <p>2 前項の公表に係る事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 区政情報の開示請求の状況</p>

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>付 則 この規則は、平成13年1月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成17年4月1日規則第58号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成19年4月1日規則第43号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区情報公開条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則 (平成22年3月31日規則第25号) この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成24年3月30日規則第41号) この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成26年3月28日規則第20号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成28年4月1日規則第82号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (令和5年3月10日規則第11号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(2) <u>区政情報の開示等(全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。)</u>の決定の状況</p> <p>(3) <u>審査請求の件数及び処理状況</u></p> <p>(4) <u>条例第15条の規定により審査請求に対する決定を行った件数</u></p> <p>(5) <u>その他区長が定める事項</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>付 則 この規則は、平成13年1月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成17年4月1日規則第58号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成19年4月1日規則第43号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区情報公開条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則 (平成22年3月31日規則第25号) この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成24年3月30日規則第41号) この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成26年3月28日規則第20号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成28年4月1日規則第82号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則 (令和5年3月10日規則第11号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
	<u>付 則</u> <u>この規則は、令和6年5月1日から施行する。</u>